



## 能登半島地震の被災者のための 相談所を開設します

新潟行政評価事務所では、令和6年能登半島地震により被災された方々に寄り添い、伴走すべく、これまでに、270件（10月31日現在）の地震に関する相談を受け付けてきました。

発災から11か月が経過しましたが、被災された方々の中には、まだまだ復旧・復興の途中にあり、直面する問題が変わり、新たな課題に悩まれている方もいらっしゃるのではないかと私たちは考えております。

そこで、私たちはこうした被災者の方々に寄り添うべく、新潟市内で特に液状化による住宅被害が大きかった小針地区において、新潟日報 NIC 小針をお借りし、12月7日（土）に災害特別相談所を開催することといたしました。

### 〔災害特別相談所の概要〕

日時	12月7日(土) 9時～13時
会場	新潟日報 NIC 小針（新潟市西区東青山1-24-4）
参加機関	建築士（公益社団法人新潟県建築士会）、弁護士（新潟県弁護士会）、 行政書士（新潟県行政書士会新潟支部）、行政相談委員、新潟行政評価事務所

### 【相談内容の例】

- 住宅の修繕や修理の方法がよくわからない
- 住宅の損壊状況について説明してほしい
- 固定資産税は減額されるのか
- 道路に亀裂が入っている
- 遺言書の作成方法や相続時の手続きについて知りたい
- 困りごとがあるが、どこに相談したら良いかわからない

本件照会先

主任行政相談官室 吉田・寺田

TEL：025-282-1112 FAX：025-282-1124

## (参考)「行政相談」とは？

総務省の行政相談は、行政に関する相談（苦情、意見要望など）をお聴きし、相談者（国民）と関係行政機関の間に立って、その解決や実現を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度や運営の改善に活かしています。

したがって、「行政について、こうしてほしい」、「行政機関の説明や対応に納得できない」、「どこに相談したら良いかわからない」などということがあれば、行政相談をご利用ください。

### ○ 行政相談の窓口

#### ① 総務省行政相談センター「きくみみ新潟」

総務省は、各都道府県に、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターを設置し、行政相談を受け付けています。

**きくみみ新潟** 新潟県内には、新潟行政評価事務所（総務省行政相談センター「きくみみ新潟」）が設置されています。



総務省行政相談センター

〒950-8628 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1号館 7階  
おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん  
電話：0570-090110（全国共通番号）、FAX：025-282-1124  
インターネット：で検索

#### ② あなたの街の「行政相談委員」

全国の市町村には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」（全国で約5千人、新潟県内には114人）が配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活動しています。

行政相談委員は、それぞれの担当市町村において、定例の行政相談所を開設するほか、地域のイベント等における特設相談所、地域で活動する有識者等を参集した行政相談懇談会、次代を担う児童・生徒・学生を対象とした行政相談出前教室の開催などを通じて、国民の皆さまから、行政に関する苦情や意見要望などをお聴きする活動をしています。



(行政相談所)



(行政相談懇談会)



(行政相談出前教室)